

令和8年度東京都税制調査会
第1回 小委員会

【テーマ1】

個人所得課税の在り方

令和8年5月22日

「個人所得課税」 目次

資料名	頁
個人所得課税の在り方に関する論点	1
所得の申告から個人事業税の課税までの流れ	2
デジタル空間を活用した経済活動に係る市場規模	3
デジタル空間を活用した主な収益手段の整理	4
デジタル空間を活用した収益の把握手段	5
「第三者からの報告義務」の整理	6
「第三者からの報告義務」の拡充をめぐる議論	7
自己申告の適正化－所得区分（事業所得／雑所得）の整理	8
自己申告の適正化－申告利便性の向上	9
（参考）諸外国における所得の捕捉に係る制度	10
個人事業税の概要	11
認定業務の流れ	12
法定業種	13
認定業務の現状と課題	14
多様化・複雑化する収益手段と個人事業税	15

「個人所得課税」目次

資料名	頁
都における個人事業税の課税状況	16
過去の東京都税制調査会報告	17
国への提案要求（東京都・九都県市・全国知事会）	18

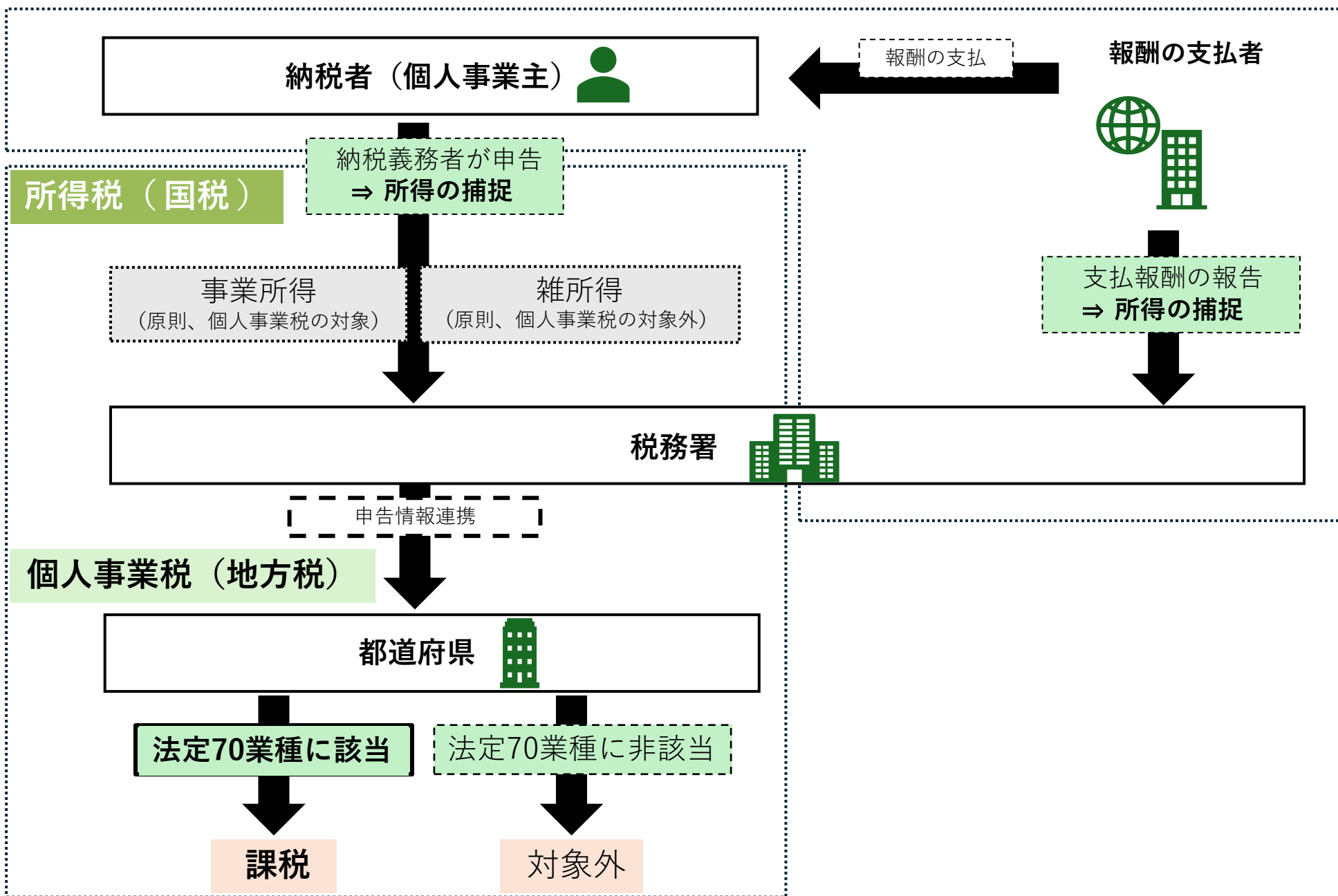
論点

個人所得課税について、デジタル空間における経済活動の多様化・複雑化が一層進展している中、今後どうあるべきか。

< 検討項目 >

- SNSなどデジタル空間を活用した収益手段が増加する中、これまでの報告も踏まえ、納税者にとって分かりやすく公平な税制の在り方とはどのようなものか
 - ・時代に即した所得の捕捉方法の検討
 - 第三者からの報告義務、所得区分 等
 - ・個人事業税の課税方式の見直し
 - 課税対象事業の限定列挙 等

所得の申告から個人事業税の課税までの流れ

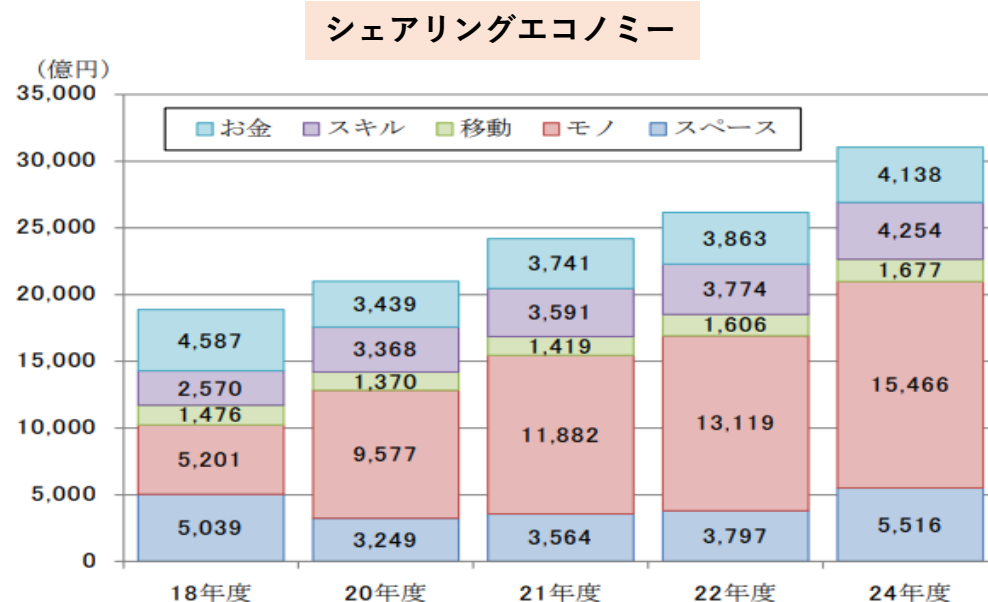


デジタル空間を活用した経済活動に係る市場規模

■ デジタル空間を活用した経済活動に係る市場規模は近年拡大しており、その傾向は今後も継続することが予測されている

単位：億円

個別市場（主要例）		最新		将来予測	
		年度	市場規模	年度	市場規模予測
アフィリエイト		2024	4,379	2029	5,882
動画広告		2024	7,249	2028	11,471
シェアリング エコノミー	物品販売型（モノ）	2024	15,466	2032	22,850
	スキル・役務提供型（スキル）	2024	4,254	2032	14,581
	資産提供型（スペース・移動）	2024	7,193	2032	36,866



* 1 アフィリエイト広告の成果報酬額、手数料、諸費用などを合算し、矢野経済研究所が算出

* 2 2025年度は見込値、2026年度以降は予測値

注 株式会社情報通信総合研究所「シェアリングエコノミー関連調査2022年度調査結果（市場規模）」「シェアリングエコノミー関連調査2024年度調査結果（市場規模）」、株式会社サイバーエージェントHP「2024年国内動画広告の市場調査を実施」、株式会社矢野経済研究所「2026アフィリエイト市場の動向と展望」（令和8年1月発行）より作成

デジタル空間を活用した主な収益手段の整理

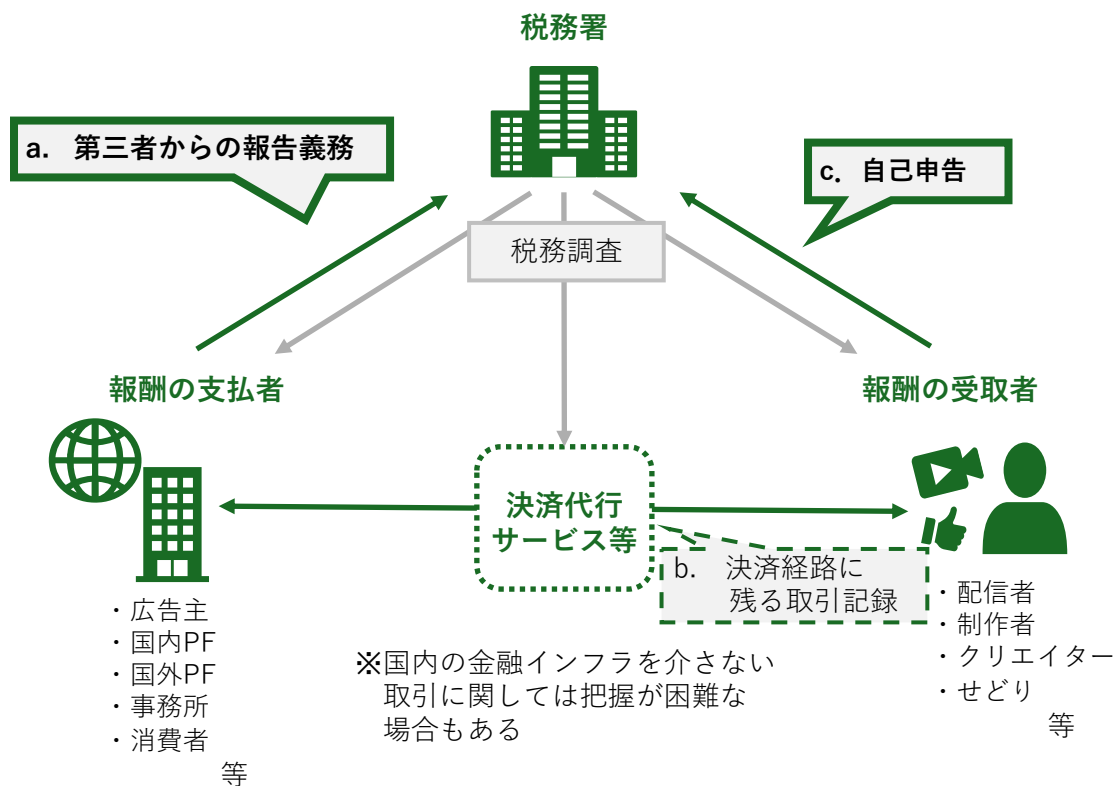
- 収益手段はまずデジタル空間の活用形態により2つに分けられ、さらに事業内容や契約等により細分される

分類	主な収益手段パターン	概要	具体例
クリエイター 収益化システム	広告分配系	プラットフォーム（以下、PF）が広告費を集約し、自社のアルゴリズムやルールに基づいて広告の配信を決定し、それに応じてクリエイターへ報酬が支払われる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・動画、音声等の配信に紐づくインストリーム広告 ・ショート動画等のフィードで流れるインフィード広告
	投げ銭系	消費者がライブ配信中や動画コンテンツに対して、任意の金額の金銭をクリエイターへ送る仕組み	ライブ配信等での投げ銭
	コンテンツ課金系	消費者が月額等の定額料金を支払い、クリエイターが提供する限定コンテンツやコミュニティの場合、特典を受け取る仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・サブスクリプション ・オンラインサロン
	商品・サービスPR系	クリエイターが自身のブログやSNS、動画等で商品やサービスを紹介し、そのリンク経由で消費者の購買が発生した際にクリエイターに報酬が支払われる仕組み	アフィリエイト
シェアリング エコノミー	物品販売型（モノ）	自身の創作物ではない商品やリユース商品等を消費者に販売し、収益を得る仕組み	フリマ・オークションサイトでの販売
	スキル・役務提供型（スキル）	PFのマッチング機能等を通じて、依頼者の個別の要求・注文に応じて個人の無形資産（スキル・知識・専門技術等の役務）を提供し収益を得る仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドソーシング ・スキルシェア ・ギグワーカー（Uberなど）
	資産提供型（スペース・移動）	個人が保有する物理的資産（住居、車、スペース等）を利用者の予約・申し込みに応じて一時的に提供し収益を得る仕組み	カーシェア

注 総務省 第21回 デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ（令和6年5月22日）資料WG21-1-3、株式会社 情報通信総合研究所「シェアリングエコノミー関連調査 2024年度調査結果（市場規模）」より作成

デジタル空間を活用した収益の把握手段

- 個人の所得情報は、**第三者からの報告義務**、決済経路に残る取引記録、**自己申告**の三つの手段により把握されうる
- 収益の流れについて第三者からの情報取得が困難な場合、収益情報の把握について自己申告への依存が高まる



- a**
- 第三者からの報告義務**
- ・支払者から税務当局へ法令に基づき提出される支払調書等
 - ・第三者性・客観性が高い／報酬等の区分および金額を把握可能／税務調査において直接的な課税根拠となる
- b**
- 決済経路に残る取引記録**
- ・報酬等の支払いに伴い、銀行振込、クレジットカード、電子マネー、決済代行事業者等に残る取引記録
- c**
- 自己申告**
- ・納税者本人による確定申告
 - ・課税所得を最終的に確定／第三者による網羅的把握は困難

高

把握可能性

低

「第三者からの報告義務」の整理

- 第三者からの税務署に対する報告義務として**支払調書**、**源泉徴収**、**国外送金等調書**等が挙げられる
- 法令に基づく報告義務がある点で収益の捕捉に資するが、対象の報酬種類が限定されているなど**発行・提出基準に関連して報告対象外**となるケースがある

	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	源泉徴収（票）	国外送金等調書
根拠法令	所得税法第225条	所得税法第204条、226条	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条
概要	支払者が報酬・料金等を支払った際に税務署へ提出する法定調書	所得の支払の際に、支払者が所得税を徴収して納付する制度（法定調書）	金融機関による国外取引（送金・受領）について、税務署へ提出する法定調書
対象者	居住者又は内国法人に対し、提出対象の報酬、料金、契約金及び賞金の支払を行う者	対象所得を支払う全ての者（雇用関係の有無は問わない）	金融機関
発行・提出基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法第204条第1項各号、所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金に限定 ・ 報酬等の種類により金額基準あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法第204条に規定されている報酬、料金、契約金および賞金に限定 ・ 報酬等の種類により金額基準あり 	国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が100万円を超える取引
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外交員等の報酬・料金、広告宣伝の賞金 ⇒ 同一人への年間支払額が50万円を超えるもの ・ 原稿料や画料、講演料等 ⇒ 同一人への年間支払額が5万円以上を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外交員等の業務に関する報酬・料金 ⇒ 同一人への年間支払額が12万円を超えるもの ・ 事業の広告宣伝のための賞金 ⇒ 同一人への支払額が1回50万円を超えるもの 	

「第三者からの報告義務」の拡充をめぐる議論

プラットフォームに係る情報照会制度の現状について

- PF事業者等から**特定納税者の氏名・住所・取引額等の情報収集を可能**とする枠組みとして、平成31年度に国税通則法第74条の7の2が新設されたが、**事後的な個別照会にとどまり、事前の情報収集には至っていない**

注 高橋麻莉「プラットフォーム調書の設計－EU行政協力指令（DAC7）の示唆－」税務大学校論叢 115号（2025年6月）より作成

（参考）国税通則法第74条の7の2（平成31年度税制改正により新設）

所轄国税局長は、**特定取引の相手方**となり、又は特定取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署（以下この条において「特定事業者等」という。）に、**特定取引者に係る特定事項について**、特定取引者の範囲を定め、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、**報告することを求めることができる**

プラットフォームに対する法定調書の導入をめぐる議論

- PFが1年間の取引金額を課税当局とギグワーカーの双方に提供する法定調書の導入は、**課税当局にとってのギグワーカーの適正申告への有効な対応策**になると考えられる。また、ギグワーカーにとって、法定調書の導入は、マイナポータルとの連携により申告利便性を向上させ、法定調書を基に申告することができるため、**申告に不慣れであることに起因した申告漏れの減少につながる**

注 北澤一郎「ギグワーカー等に係る課税の在り方について」税務大学校論叢 110号（2023年6月）より抜粋

【参考】 広告主や消費者から個人への収益の流れのイメージ

（ケース1）PFや事務所を介した取引の場合



（ケース2）直接取引がされる場合



自己申告の適正化－所得区分（事業所得／雑所得）の整理

- デジタル空間を活用した事業による収益は事業所得又は雑所得として申告される
- 事業所得、雑所得の区分けについて、明確な基準とするため令和2年度に所得税基本通達が改正された

所得区分	定義	判定基準	税務上の扱い
事業所得	<p>【所得税法第27条】 農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サービス業などの事業から得られる所得</p> <p>※最高裁判所判例（昭和56年4月24日判決） 事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得</p>	<p>下記①と②を満たすと原則として事業所得に分類される</p> <p>①記帳・帳簿書類の保存あり 収入・経費を記録した帳簿を備えている場合 ⇒小規模であっても事業所得と判定</p> <p>②社会通念上「事業」といえる 営利性・有償性・継続性・反復性、自己の危険と計算における企画遂行性、その取引に費した精神的あるいは肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点を勘案し判定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要経費控除 : ○ 青色申告特別控除 : ○ 損益通算 : ○
雑所得	<p>【所得税法第35条】 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得および一時所得のいずれにも当たらない所得</p> <p>(例) 公的年金等、副業に係る所得（原稿料やシェアリングエコノミーに係る所得など）</p>	<p>下記①や②を満たすと原則として雑所得に分類される</p> <p>①記帳・帳簿書類の保存なし ②収入金額が300万円以下</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要経費控除 : ○ 青色申告特別控除 : × 損益通算 : ×

注1 国税庁HP「事業所得の課税のしくみ（事業所得）」「法第35条《雑所得》関係」「雑所得」、国税庁「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」より作成

(参考) 事業所得と業務に係る雑所得等の区分 (イメージ)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得 ^(注)	概ね業務にかかる雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

注2 国税庁「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」より抜粋

自己申告の適正化－申告利便性の向上

■ 適正な自己申告を推進するため、国において申告利便性の向上に向けた取組が進められている

「マイナンバーを活用した利便性向上」

マイナポータル連携には こんなメリットが...

医療費の領収書等の
収集や集計が不要

確定申告書の
該当項目へ
自動入力

書類の
管理・保管が不要

✓ 書類を集める手間が省けて、時間が短縮できた
 ✓ 自動入力されるので入力ミスがなくなり、安心できた
 ✓ 昨年、連携の事前準備をしていたので、今年は、よりスムーズだった

利用した方から感動の声も続々！

マイナポータル連携の対象はこちら (令和8年1月以降)

収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票※1
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座年間取引報告書
- ・ 生命保険契約等の一時金・年金
- ・ 損害保険契約等の満期戻金等・年金

控除関係

- ・ 医療費※2
- ・ ふるさと納税
- ・ ふるさと納税以外の一部の寄附金
- ・ 社会保険（国民年金保険料等）※2
- ・ 生命保険・地震保険※2
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除関係 など

注1 国税庁HP「令和7年分確定申告特集 マイナポータル連携で自動入力！」より抜粋

「帳簿・書類のデータ保存の促進」

【令和6年1月以降用】

令和5年7月

電子帳簿保存法 はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存(電子帳簿等保存)

税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、**プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。**

どのような帳簿・書類がデータで保存できるの？

- ・ 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
 - ・ 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
 - ・ パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え
- ※ 取引先から紙で受け取った書類やデータをプリントアウトした後に加筆した書類（決算関係書類を除きます。）などについては、別途「[スキャナ保存](#)」制度を利用してデータで保存することができます。

会計ソフトで作った帳簿をデータで保存するための条件は？

訂正削除履歴が残らない帳簿でも、以下の要件を満たせば電子データのまま保存することができます。

- ・ システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
 - ・ 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること
- ※ データで保存できる帳簿は、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿に限ります。

さらに・・・

もっとくわしく知りたいときは？

一定の帳簿を訂正削除履歴が残るなどの「**優良な電子帳簿**」の要件を満たして保存していれば、**過少申告加算税の軽減措置**の適用を受けることができます。

※ あらかじめ届出書を提出している必要があります。

国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載の取扱通達やQ&Aなどをご確認ください。

こちらから特設サイトにアクセスできます






パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルール

要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	—	※3
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—	○	○
		※1	※2	※3

注2 国税庁HP「はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存」より抜粋

(参考) 諸外国における所得の捕捉に係る制度

- 諸外国において、所得の捕捉を目的とし、**第三者からの報告を義務付ける取組**や**納税者に適正な申告を促す取組**が実施されている

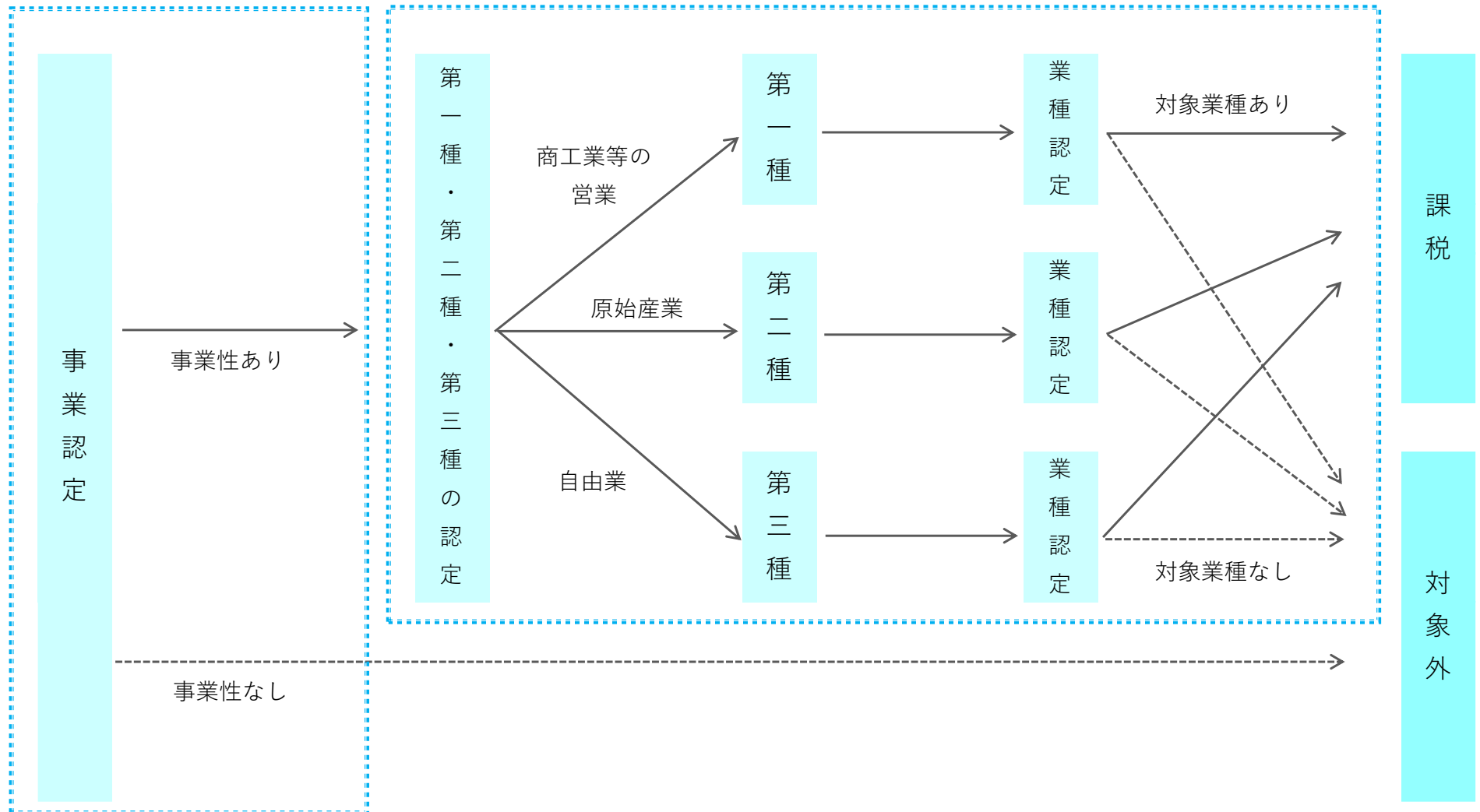
事例	内容	目的・効果	備考
【韓国】  「課税資料提出義務業者」制度	一定の事業者を「課税資料提出義務業者」として指定し、取引当事者や取引金額等に関する課税資料を国税庁（NTS）へ定期的に提出する義務を課す	税務当局による 第三者から提出された課税資料と申告内容との照合が可能となり 、個人単位での収益捕捉や申告漏れの抑止に資する	<ul style="list-style-type: none"> ・PF事業者や決済代行業者等も義務付けの対象 ・仲介・決済を通じて把握した個人の収益情報や取引データを含む
【イギリス】  Making Tax Digital (MTD) for Income Tax	個人事業主に対し、対応する会計ソフトによる デジタル記録保存と4半期ごとの電子報告 を求める	納税者が効率的に税務申告 を行い、申告手続を遵守することで、 納税者の負担を軽減 するとともに 公正かつ透明 な納税システムの実現を目指す	事業収入・支出の記録を電子的に作成、保存し、税務当局に報告した上で、最終的な確定申告を行う
【アメリカ】  「納税者番号（TIN）の把握及びバックアップ源泉徴収（Backup Withholding）」制度	<ul style="list-style-type: none"> ・PFは個人事業主等に対して支払った報酬等について米国内国歳入庁（IRS）に対して報告する必要があり、その際の申告書（Form 1099）には支払いを受けた人のTINの記載が義務付けられている ・TINが提供されない場合、又は誤った番号が提出された場合には、支払者（PF等）に対して、支払額の24%をバックアップ源泉徴収として事前に源泉徴収する義務を課す 	自己申告制を補完し、未申告や過少申告を防止 する	納税者番号（TIN）は所得税の申告時に必要となる番号で、SSN（社会保障番号）やITIN（個人納税者識別番号）等がある

個人事業税の概要

課税主体	都道府県
納税義務者	都道府県内に事務所又は事業所を設けて、第1種・第2種・第3種の事業 <u>(法定業種70業種、 限定列挙)</u> を行う個人
課税標準額	その年度の初日（4月1日）の属する年の前年中における個人の事業の所得 ※年の途中で事業を廃止した場合は、前年中における事業の所得のほか、当該年の1月1日から廃止した日までの個人の事業の所得
計算方法	$\left(\boxed{\text{事業の所得}} - \boxed{\text{繰越控除等}} - \boxed{\text{事業主控除}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$
税率	第1種事業(37業種): 5%、第2種事業(3業種): 4%、第3種事業(30業種): 5%又は3%
事業主控除	年間290万円
申告期限	3月15日まで ※年の途中で事業を廃止した場合は、事業廃止の日から1か月以内 死亡による廃止の場合は4か月以内 ※所得税の確定申告書又は道府県民税の申告書を提出した場合には、個人事業税の申告をしたものとみなす（年の中途において死亡以外の理由により廃業した場合を除く。）。
税収規模	東京都：608億円（令和6年度決算）、全国：2,406億円（令和6年度地方税収入決算見込額）

注 東京都主税局ホームページ「都税統計情報」、総務省ホームページ「地方税収入決算見込額」より作成

認定業務の流れ



□事業性の認定

反復継続性、営利性又は対価性、独立性及び社会的客観性を総合的に勘案して行う。

法定業種

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	－
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	－
		運送業	旅館業	遊技場業	－
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	－
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装蹄師業

(地方税法第72条の2第3項、第8項、第9項、第10項、地方税法施行令第10条の7、第12条、第14条)

注 東京都主税局HPより作成

現状

二つの認定を経て個人事業税課税有無を判断

①**事業認定**：「反復継続性」「営利性又は対価性」「独立性」「社会的客観性」を個別に確認し、事業性の有無を判断

※事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の計算と危険において独立的に反復継続して行われる経済行為

②**業種認定**：法定70業種に該当するかを各件別に判断

※事業性・業種等が、所得税確定申告書で判断できないものは、納税者へ文書照会・電話聴取・現地調査等を実施



課題

課税判断の困難性／課税の公平性

デジタル空間を活用した収益手段が多様化・複雑化

- ➔ 個人の事業形態の多様化により、事業性の認定が困難となっている（例：ギグ・ワーカー）
- ・事業性は認められるが、該当する法定業種が規定されていないため課税されない業種がある（例：YouTuber、インフルエンサー、TikToker 等）

多様化・複雑化する収益手段と個人事業税

- デジタル空間を活用した収益手段が多様化・複雑化し、個人事業税の70業種に一概には該当しないものが増えている

分類	主な収益手段パターン	概要	具体例	再掲
クリエイター 収益化システム	広告分配系	プラットフォーム（以下、PF）が広告費を集約し、自社のアルゴリズムやルールに基づいて広告の配信を決定し、それに応じてクリエイターへ報酬が支払われる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・動画、音声等の配信に紐づくインストリーム広告 ・ショート動画等のフィードで流れるインフィード広告 	
	投げ銭系	消費者がライブ配信中や動画コンテンツに対して、任意の金額の金銭をクリエイターへ送る仕組み	ライブ配信等での投げ銭	
	コンテンツ課金系	消費者が月額等の定額料金を支払い、クリエイターが提供する限定コンテンツやコミュニティの場合、特典を受け取る仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・サブスクリプション ・オンラインサロン 	
	商品・サービスPR系	クリエイターが自身のブログやSNS、動画等で商品やサービスを紹介し、そのリンク経由で消費者の購買が発生した際にクリエイターに報酬が支払われる仕組み	アフィリエイト	
シェアリング エコノミー	物品販売型（モノ）	自身の創作物ではない商品やリユース商品等を消費者に販売し、収益を得る仕組み	フリマ・オークションサイトでの販売	
	スキル・役務提供型（スキル）	PFのマッチング機能等を通じて、依頼者の個別の要求・注文に応じて個人の無形資産（スキル・知識・専門技術等の役務）を提供し収益を得る仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドソーシング ・スキルシェア ・ギグワーカー（Uberなど） 	
	資産提供型（スペース・移動）	個人が保有する物理的資産（住居、車、スペース等）を利用者の予約・申し込みに応じて一時的に提供し収益を得る仕組み	・カーシェア	

注 総務省 第21回 デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ（令和6年5月22日）資料WG21-1-3、株式会社 情報通信総合研究所「シェアリングエコノミー関連調査 2024年度調査結果（市場規模）」より作成

東京国税局

・所得税の確定申告（約332万件）のうち事業所得等を都へ提供

約78万件

（令和6年3月）



データ連携

（件数：令和6年度）

東京都

調査対象の抽出：所得が年間290万円（事業主控除）を超えるもの

約45万件

全件調査：課税対象・対象外を認定

- ✓ 事業内容の把握
- ✓ 70業種の該当有無

課税：約20万件

・事業性があり70業種該当

対象外：約25万件

・事業性があるものの70業種非該当
・事業性無

平成29年度

- 個人事業税の課税対象事業については、地方税法及び同法施行令に 70 業種が限定列挙されている。近年は事業形態が著しく多様化しているが、平成 19 年度の改正以後、法定業種の見直しは行われていない。そのため、事業税の対象である事業性が認められるにも関わらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種がある。また、個人の就業形態が多様化・複雑化する中で、課税対象事業の認定が困難な場合があり、都道府県間でその判断が異なるケースもある。
- 個人事業税における課税の公平性と納税者の税に対する信頼を確保するために、課税対象事業を限定列挙する現行の方式の見直し又は法定業種の速やかな追加を行うべきである。

令和 3 年度

- コロナ禍で、ビジネスや働き方の多様化が進むことにより、事業税の対象である「事業性」について、法と実態との乖離が拡大する懸念がある。
- 課税対象事業の限定列挙方式について、早急に、時代に即した見直しが図られるべきである。

令和 4 年度

- 既存の複雑な制度をそのままデジタル化するのではなく、個人事業税に係る「事業性」の判断基準を簡素化するなど制度そのものを見直すことにより、納税者にとって分かりやすく、かつ効率的な税務行政にも資するよう、真の意味でのDXに取り組んでいくこと。
- 法定対象事業の限定列挙方式について、早急に、時代に即して見直しを行い、「事業性」の認定の仕組みを納税者に分かりやすく簡素化すべきである。

令和 6 年度

- 課税の公平を確保するためには、課税対象事業の限定列挙方式について、早急に、時代に即して見直しを行うべきである。具体的には、業種の限定列挙を廃止し、事業性を有する全ての事業を課税対象とする。なお、特段の配慮が必要な業種等は、国民的議論を経て、例外として、地方税法において非課税等の措置を検討する必要があることに留意すべきである。

〈東京都〉国の予算編成に対する東京都の提案要求（令和7年11月）

- 課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。
- それが実現されるまでの間、社会経済情勢の変化に速やかに対応し、新規業種を課税対象に随時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かり易く且つ税務行政の効率化に資するよう、早急に業種認定の具体的な基準を見直すこと。

〈九都県市〉地方分権改革の実現に向けた要求（令和7年12月）

- 個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。
- また、限定列挙方式の見直しが発現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

〈全国知事会〉令和8年度税財政等に関する提案（令和7年11月）

- 個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討するべきである。
- また、限定列挙方式の見直しが発現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象に随時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かりやすく、かつ税務行政の効率化に資するよう、業種認定に係る取扱いを明確化すべきである。

注1 東京都主税局「令和8年度国の予算編成に対する東京都の提案要求（主税局所管分抜粋）」（令和7年11月）より抜粋

注2 九都県市首脳会議「地方分権改革の実現に向けた要求」（令和7年12月1日）より抜粋

注3 全国知事会「令和8年度税財政等に関する提案」（令和7年11月）より抜粋